

施 策 カ ル テ

1 施策の位置付け

				担当課	障がい福祉課
総合計画 政策の柱	市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	障がいのある人の生活を充実する	取組の 基本方向	「障がいのある人の生活を充実する」ため、就労や社会参加の促進を図るための「障がい者の社会的自立の促進」、施設から地域生活への移行を図ることや、障がい児の発達支援のための「障がい者の生活支援の充実」に、重点的に取り組みます。
				政策目標 (基本施策目標)	障がいのある人が、地域の中で、自立し、安心して充実した生活を送っています。

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	障がい者の生活支援の充実						達成率 (%)						
	施策指標(単位)												
②施策目標	障がい者が地域において、安心して生活を送っています。												
	H19:基準 ----- 実績値						H20 目標値 実績値						
③施策を 取巻く環境	国・県等の 動向	現在、国においては、障害者自立支援法を廃止し、新たに総合的な障害福祉制度を構築するため、(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた基本的な方向性が議論されている。このような中、平成22年12月に障害者自立支援法が一部改正され、地域における自立した生活のための支援策が充実され、グループホーム・ケアホーム利用の際の個別給付などが創設された。また、地域主権戦略大綱等による地域主権改革の関連法案に基づき、今後、障がい福祉サービス事業者の指定等の権限が県から移譲される動きがある。				49	55	52	52	69	74	70.3%	
		障がい者の地域移行の促進を図る観点から、グループホームの整備促進や障がい児一人ひとりの特性とライフステージに応じた途切れのないきめ細かな療育支援が求められている。				217	233	247	264	-----	85.2%		
	外部意見 その他		市議会一般質問において、日中一時支援事業や日常生活用具給付の充実に向けた質問がなされている。また、障がい者自立支援協議会においても、日中活動の場の確保が求められている。				-----	222	250	280	310	-----	

市民の 施策満足 度	15.6%	市民の 施策重要 度	67.5%	達成度 (単年度目標)	達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	障がい者が地域で安心して生活するために居住の場として確保が求められているグループホーム・ケアホーム数は昨年と同じだが(1箇所廃止、1箇所新設)、利用者は増えている(単年度達成率94.3%)。	⑦現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	日中一時支援事業や障がい児発達支援ネットワーク推進事業などの取組を進めたことにより、利用者数や研修会回数が目標値を越えるなど、施策目標は概ね達成している。また、日中一時支援事業の放課後支援型において、既存の知的障がい児施設の受入対象枠を拡大し、事業の充実を図った。障がい児に対する療育体制については、医師、理学・作業療法士、言語聴覚士、心理相談員などの専門職による、一人ひとりの障がいの特性に応じた、質の高いチームによる体制を確立した。	
⑤市民意識調査結果			必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	● 横ばい	● 減少している	説明	市民意識調査では重要度が高く、議会等からも障がい児者が地域で安心して生活できる環境づくりが求められている。そのため、障がい児者や介護者である家族等のニーズを十分に踏まえながら、日中活動の場の確保、各種給付サービスの充実、障がいの早期発見・早期療育による個々の児童への最適な療育の提供が必要である。	改善の必要な点		障がい児者の日常生活支援の充実に向け、居住の場や日中活動の場において、障がい児者のニーズに適したサービスを提供できるよう、更に量的・質的にサービスを充実していく必要がある。障がい児や発達に遅れのある児童及びその家族が安心して生活を送れるよう、関係機関との連携を図りながら、個々に応じた専門的で総合的な支援を提供する。市民意識調査においては、事業の対象者が特定されていることや施策事業の周知不足等により、障がい福祉施策に関する評価を得られてないことから、事業の周知・啓発の充実を図る必要がある。		
				適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	● 不十分な事業が一部ある	● 不十分な事業が複数ある	説明	障がい児者への活動の場を提供しながら、その状況や適性に応じて、専門的なサービスを提供するとともに、専門性を有する事業所に業務を委託して適切に事業を実施している。				
				有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	● やや不十分である	● 不十分である	説明	居住の場や日中活動の場の確保、障がい児に対する一貫した療育の提供を行うなど、障がい児者が安心してサービスを受けられる環境整備を進めている。				

3 今後の取組方針

⑧取組の 考え方	総論	障がい児者の生活支援の充実には、居住の場の確保、日中活動の場の確保、個々に応じた適正サービスの提供及び幼児期からの一貫した療育支援などが必要であるとともに、各種サービスの周知も必要である。各事業においては、一定の成果をあげており、今後は、更なる事業の充実を図るとともに、関係機関・関係事業間の連携を強化する。	⑨政策評価 会議意見	障がい児者の生活支援の充実には、幼児期からの一貫した療育支援、居住の場の確保、日中活動の場の確保及び個々に応じた適正サービスの提供などが必要であることから、今後は更なる事業の充実を図るとともに、関係機関・関係事業間の連携を強化する。グループホーム・ケアホーム設置費補助金については、国・県の補助制度やその周知に努めるとともに、国や県の動向を踏まえ、補助対象経費及び基準額等の適正化を図りながら、整備を促進する。また、日中一時支援事業の医療的ケアについては、介護者の負担が大きく、利用を希望する声が多くなっているが、受け入れが可能な施設が少ないことから、今後の法改正の動向を踏まえつつ、事業の拡大の充実について検討していく。今後は、居住の場や日中活動の場の更なる充実に向け、法制度の改正を踏まえ対応する必要がある。
	重点事業	グループホーム・ケアホーム設置費補助金については、国・県の補助制度やその周知に努めるとともに、国や県の動向を踏まえ、補助対象経費及び基準額等の適正化を図りながら、整備を促進する。		
	見直し事業	グループホーム・ケアホーム設置費補助事業や日中一時支援事業などについては、居住の場や日中活動の場の更なる充実に向け、法制度の改正を踏まえ対応する必要がある。		

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	事業費 (千円)	事業費 (千円)	重点度 (A~C)	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値					
1	グループホーム・ケアホーム設置費補助金	グループホーム・ケアホームを設置する社会福祉法人等	H19	利用者数/月(年度末)	250	280	1,155	797	A	継続	国や県の補助制度とともに、適宜補助制度の周知に努めるとともに、補助対象経費及び基準額等の適正化を図りながら、グループホーム・ケアホームの整備を促進する。
					247	264					
					5	5					
				グループホーム・ケアホーム補助件数	5	5					
					6	4					

様式 2

2	日中一時支援事業	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	H18	日中支援型延べ利用者数	12,936	13,476	123,608	140,601	A	拡大	障がい児者の見守りや社会適応のための訓練などを実施し、日中の活動の場を確保するとともに、介護者の負担軽減に向け、既存施設の利用状況を精査しながら、適正な配置や実施箇所数を検討する。特に、医療的ケアが必要な障がい児者については、介護者の負担が大きく、利用者の声が年々高まっているが、受け入れが可能な施設が少ないことから、今後の法改正の動向を踏まえつつ、事業の充実について検討していく。
					13,985	17,369					
				放課後支援型延べ利用者数	15,372	17,772					
					14,454	15,604					
担当課	障がい福祉課			医療的ケア支援型延べ利用者数	554	554					
					816	983					
3	障がい児発達支援ネットワーク推進事業	発達に遅れや障がいの疑いのある18歳未満の児童	H20	サポートファイル配付数	100	100	1,117	848	A	継続	「個別の支援計画」策定と「活用の手引き」を活用し、保育園・幼稚園に段階的に個別の支援計画を策定していくための周知及び研修会を実施するとともに、「支援会議」のあり方、「サポートファイル」の効果的な活用について協議し、途切れのない支援体制を構築する。
					72	132					
				講演会・研修会の回数	10	12					
担当課	子ども発達センター				12	12					
4	5歳児発達相談事業	年度内に5歳となる児	H17	相談件数	130	70	2,291	2,812	A	継続	早期発見の機能を充実させるため、効果的にチェックリストを活用するとともに、保育園等訪問支援事業との役割分担について検討する。また、3歳児健診との連携体制を深め、把握方法と事後支援について検討していく。
					50	64					
				研修会参加者数	150	150					
					54	170					
担当課	子ども発達センター			チェックリスト回収率	100	100					
					84	84					
5	重症心身障がい児プール活動支援事業	18歳未満の重い運動障がいのある重症心身障がい児	H20	活動延べ人数	144	144	1,148	913	A	継続	人工呼吸器装着児など、重い運動障がい児の運動の機会を提供し、QOL（生活の質）の向上を図るため、児童一人あたりの活動回数を増やし、新規利用児の確保に努める。
					118	103					
				平均活動回数	6	6					
担当課	子ども発達センター				6	5					
6	保育園等訪問相談事業	保育園・幼稚園、なかよしクラブ・子育てサロン	H19	実施園数（保育園、幼稚園、サロン、なかよし）	60	70	0	0	A	継続	当事業を行うことで、保育者が児童の特性に配慮した接し方を行うことができるようになり、児童に対し早期に療育的支援を提供することが可能になった。今後は、実施園数及び相談人数の増加に対応するため、訪問専門チームを編成し、事業の充実を図る。
					57	69					
				相談延べ人数（保育園、幼稚園、サロン、なかよし）	265	280					
担当課	子ども発達センター				245	279					
7	重度心身障がい者医療費助成事業（扶助費）	重度の障がい有する者で、医療保険に加入しているもの	S48	受給資格者数	8,781	7,665	522,328	546,369	B	継続	重度心身障がい者が、いつでも安心して医療にかかれる在宅生活を送るためには、制度の継続が必要である。
					7,521	7,169					
担当課	障がい福祉課										
8	地域活動支援センター（民間）	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	H18	実利用者数	264	239	125,747	114,916	B	継続	障がい者の地域における安定した生活に資するものであることから、法制度の動向に注視し、新体系施設への移行を支援しながら、事業を継続する。
					192	197					
担当課	障がい福祉課										
9	重度身体障がい者住宅改造費補助金	重度身体障がい者（児）	S48	補助件数	6	5	3,600	4,860	B	継続	重度身体障がい者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送るためには、生活環境を整えることが不可欠であることから、事業を継続する。
					4	6					
担当課	障がい福祉課										
10	泉が丘ふれあいプラザ整備費（単独）	泉が丘ふれあいプラザ利用者	H18	整備箇所数	1	1	0	331	B	継続	利用者の利便性・安全性の向上を図るため、また、施設の老朽化に伴う改善箇所の増加が見込まれることから、今後も必要な工事を行い、利用者の快適な利用環境の確保を図る。
					0	1					
担当課	障がい福祉課										
11	障がい者福祉ゾーン整備費（単独）	施設を利用する障がい者（児）	H6	設置又は更新した施設の数	2	2	858	1,409	B	継続	道路交通環境の整備は、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要なものであることから、新規施設に対して設置するとともに、既存の道路標示について必要に応じて更新する。
					2	2					
担当課	障がい福祉課										
12	障がい者福祉作業所整備費（単独）	宇都宮市雀の宮作業所、宇都宮市若草作業所	H16	整備箇所数	0	2	0	2,828	B	継続	利用者の利便性・安全性の向上を図るため、また、施設の老朽化に伴う改善箇所の増加が見込まれることから、今後も必要な工事を行い、利用者の快適な利用環境の確保を図る。
					0	2					
担当課	障がい福祉課										
13	障がい者自立支援特別対策事業	事業者及び利用者	H19	実施事業数	7	15	53,315	54,073	B	継続	事業者の円滑かつ安定的な運営や新体系への移行を促進するため、また、利用者の地域生活支援に資する事業であることから、今後も制度に則り実施する。（H23までの継続）
					11	11					
担当課	障がい福祉課										
14	福祉ホーム運営事業	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	H16	入居者数/月（年度末）	20	20	7,395	6,601	B	継続	施設のグループホームへの移行を促進するが、安定した居住環境を確保することにより、住居を必要とする障がい者の地域生活支援に資するものであることから、事業を継続する。
					17	18					
担当課	障がい福祉課										
15	訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	H18	派遣実人員	18	20	7,406	9,061	B	継続	安定した事業実施に向け、平成21年度から報酬単価を規定し、複数事業者による事業実施と事業の提供体制を改善するなど実施手法を改善した。単身では入浴が困難な障がい者に対し、定期的な訪問入浴サービスを提供することは必要なものであることから、今後も利用者ニーズの把握を行いながら、事業を実施する。
					17	19					
				派遣回数	1,386	1,524					
担当課	障がい福祉課				1,049	1,253					
16	配食サービス事業	心身の障がい、傷病等により調理が困難なひとり暮らしの障がい者	H18	延べ配食数	803	803	297	264	B	継続	一人暮らしの障がい者であって、調理が困難な者の食生活の改善及び健康の増進を図るためには効果的な事業であることから、ホームヘルプサービスやデイサービス等、代替サービスへの利用切替を促進する。
					630	559					
担当課	障がい福祉課										
17	福祉電話等事業	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	S49	設置台数	19	19	418	415	B	継続	外出が困難な障がい者が、相談、助言、安否確認のサービスの提供を受けることにより、安心して地域で社会生活を送ることができるために必要な事業であることから、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業を継続する。
					17	18					
担当課	障がい福祉課										
18	緊急通報システム	一人暮らしの重度身体障がい者	H18	新規設置台数	4	3	325	282	B	継続	一人暮らしの障がい者等の安全確保を図るため、必要な事業であることから、事業の周知に努めながら継続する。
					4	1					
				稼働台数	12	12					
担当課	障がい福祉課				12	10					
19	日常生活用具給付（扶助費）	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	H18	給付件数	1,534	1,111	91,040	90,197	B	継続	重度障がい者（児）に対し、不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするには、日常生活用具を給付又は貸与することは必要なことから、事業を継続する。
					1,730	1,675					
担当課	障がい福祉課										
20	デイケア運営事業委託	在宅重度心身障がい者で単身では、外出することが困難で、障がい者援護施設等を利用することが困難なもの	H8	延べ利用者数	2,422	2,422	19,816	19,098	B	継続	在宅の重度心身障がい者に日常活動訓練、社会適応訓練等を提供し、身辺処理能力、社会適応能力の向上を図るために必要な事業であることから、障がい者施策全体の中における事業のあり方を検討しつつ、国の施策の動向を見据えながら事業を継続する。
					2,273	2,146					
担当課	障がい福祉課										

様式 2

21	障がい児療育事業		障がい児及び疑いのある児等	H19	指導実施回数(個別指導)	600	1,050	1,089	3,686	B	継続	個々の特性に応じた療育の提供(個別・グループ)が可能になったことにより、指導回数や利用人数が増えたことから、今後は、療育機関等と重複した利用者を整理し、利用者が地域の中で安心して生活が送れるよう、より質の高い療育を提供していく。
					1,047	1,247						
	指導の実施回数(集団による指導)				30	100						
	利用延べ人数				92	119						
	担当課	子ども発達センター				720	1,300					
						1,298	1,659					
22	子ども発達相談室		発達の違いなどについて心配している児童及び保護者等	H19	相談件数	1,060	1,200	2,027	1,838	B	継続	発達の違いに不安を抱いている児童や保護者の総合的な窓口として、個々の特性に応じた具体的な助言指導により適切な支援ができるよう、地区担当保健師やセンター内の他職種、関係機関とのコーディネートを行いながら、障がいの早期発見・早期療育に取り組んでいく。
	担当課	子ども発達センター				1,174	1,024					
23	乳幼児発達健診事業		乳幼児健診でスクリーニングされた児等	H8	受診児数	150	110	3,352	2,292	B	継続	受診者が減少しているなかで、乳幼児発達健診事業のあり方を見直し、より効果的な健診体制を整備していく。
	担当課	子ども発達センター				129	81					
24	通園施設運営費		肢体不自由児通園施設(かすが園)及び知的障がい児通園施設(若葉園)に通う児童	H19	個別支援計画の達成児数(かすが園)	20	20	64,338	70,238	B	継続	利用者の障がいが重複・重症化する中、職員の資質向上を図りながら、安心・安全かつ効果的な施設運営を推進する。
						19	17					
	個別支援計画の達成児数(若葉園)				60	60						
	担当課	子ども発達センター			62	67						
25	障がい児診療検査事業		18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	H19	受診者延べ人数	100	504	572	6,296	B	継続	相談から療育まで一環した総合的な療育を提供するため、小児科専門医、小児科神経医、リハビリテーション専門医等による総合的な診察体制にしたところ、受診者が増加したことから、今後は小児科専門等の確保に努めながら、事業を充実していく。
						74	455					
	担当課	子ども発達センター				24	204					
						17	178					
26	専門相談事業		発達の違い等について不安を抱いている18歳未満の児童及び保護者	H19	相談回数	480	480	2,537	2,396	B	継続	心理に関する相談件数が増加したことから、各専門職の相談枠の見直しを行い、より効果的な実施ができるよう検討していく。
						553	643					
	担当課	子ども発達センター				425	425					
						387	437					
27	ここ・ほっと交流事業		センターを利用する障がいのある児・ない児とその保護者及び一般市民	H19	実施回数	50	50	724	584	B	継続	日常的な交流事業は、通園施設や保育園等におけるカリキュラムにおいて積極的に実施しているが、地域におけるノーマライゼーションを推進するためには、より一層の交流が必要であることから、効果的な事業実施手法を検討していく。
						41	62					
	担当課	子ども発達センター				5,500	5,550					
						5,002	6,353					
28	早期療育支援事業(カンガルー教室)		市内に在住する、障がい児が疑われる幼児及びその保護者	H19	延べ利用児数	3,900	3,950	10,271	7,516	B	継続	個々の状態に応じた療育支援を行うとともに、医師の支持に基づいた療育回数及び時間割の見直しを検討していく。
						3,570	2,835					
	担当課	子ども発達センター				190	200					
						187	175					
29	家族支援事業		子ども発達センター事業利用者の保護者	H22	ペアレントトレーニング受講者数		10	718		B	継続	障がい児を抱える家族の障がいの受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など精神的負担を軽減するため、今後もより効果的な事業を実施できるよう、事業体制を充実・強化していく。
							7					
	担当課	子ども発達センター					48					
							25					
30	リハビリテーション相談事業		市内に在住する18歳以上の障がい者及び高齢者	H22	相談延べ人数		45	0	0	B	継続	障がい者や高齢者が住み慣れた地域で生き生きと豊かに生活することができるよう、今後も、事業の周知及び関係課との連絡を強化しながら、事業を継続する。
							41					
	担当課	子ども発達センター					40					
							36					
31	障がい者福祉施設小規模整備費補助金		社会福祉法人	H8	補助金交付件数	1	1	2,840	0	B	継続	施設の老朽化が進行する中、施設環境の向上を図るため、引き続き本事業を継続する。
	担当課	保健福祉総務課				1	0					
32	障がい者福祉施設整備費補助金		社会福祉法人	H8	施設創設・大規模改修に対する補助金交付件数	2	1	223,155	205,224	B	継続	障がい者が住み慣れた地域において安心した生活を送ることができる環境を引き続き整備する必要があることから、関係課と連携をとりながら、課題解決に向けて検討を進めていく。
						2	3					
	GH・CHに対する補助金交付件数					1	1					
	担当課	保健福祉総務課				1	6					
施 策 事 業 費 合 計								1,272,769	1,297,463			